

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）に、大分大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）の経営に係る企画及び評価に関する事項を審議するため、国立大学法人大分大学病院経営企画・評価委員会規程（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 附属病院の経営に係る方針、戦略及び計画に関する事項
- (2) 附属病院の将来構想に関する事項
- (3) 附属病院の中期目標及び中期計画に関する事項
- (4) 附属病院における予算及び人員等の資源配分に関する事項
- (5) 地域医療構想に関する事項
- (6) その他附属病院の経営に係る企画及び評価に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事
 - (2) 病院長
 - (3) 副病院長
 - (4) 病院長補佐
 - (5) 医療情報部長
 - (6) 総合患者支援センター長
 - (7) 医療技術部長
 - (8) 内科系診療科長又は副診療科長 1人
 - (9) 外科系診療科長又は副診療科長 1人
 - (10) 医学・病院事務部総務課長
 - (11) 医学・病院事務部経営戦略課長
 - (12) 医学・病院事務部医事課長
 - (13) 専門的知識を有する学外の有識者
 - (14) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第8号、第9号及び第14号の委員は、学長が指名する。
- 3 第1項第13号の委員は、委員長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項及び第3項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

- 第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。
- 3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

- 第8条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

- 第9条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(役員会等への付議)

- 第10条 委員長が必要と認めるときは、第2条各号の審議事項について、役員会、経営協議会又は教育研究評議会に付議するものとする。

(専門委員会)

- 第11条 病院経営に関する専門的な事項を検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

- 第12条 委員会の事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年8月24日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に指名される第3条第1項第8号、第9号及び第13号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附 則 (令和3年規程第13号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第18号)

- 1 この規程は、令和3年4月20日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第13号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。